別紙1(第3条第1項関係)

個人情報ファイル簿

作成係:○○部○○課○○係

作成日:西暦○○／○○／○○

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 個人情報ファイルの名称 | 　 |
| 2 | 国立大学法人の名称 | 国立大学法人金沢大学 |
| 3 | 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 　 |
| 4 | 個人情報ファイルの利用目的 | 　 |
| 5 | 個人情報ファイルの記録項目 | 　 |
| 6 | 要配慮個人情報の有無 | □含む　　□含まない |
| 7 | 記録範囲 | 　 |
| 8 | 記録人数 | 　 |
| 9 | 記録情報の収集方法 | 　 |
| 10 | 記録情報の経常的提供先 | 　 |
| 11 | 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称)金沢大学総務部総務課 |
| (所在地)石川県金沢市角間町 |
| 12 | 訂正及び利用停止について，他の法令の規定による特別の手続等 | 　 |
| 13 | 個人情報ファイルの種別 | □ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)　 施行令第21条第7項に該当するファイル　□有　　□無 |
| □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル) |
| 14 | 個人情報ファイル簿の作成及び公表等に関する規程　別紙３各号該当の有無 | □　有　　□　無 |
| 有とした場合の該当する号（すべて記載） |
| 15 | 当該個人情報ファイルを含む法人文書ファイル名 |  |
| 16 | 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル該当の有無 | □該当する　□該当しない |
| 該当しない場合の除外理由 |
| 17 | 行政機関等匿名加工情報（既存の情報を含む）の提案を受理する組織の名称及び所在地 | (名称)金沢大学総務部総務課 |
| (所在地)石川県金沢市角間町 |
| 18 | 行政機関等匿名加工情報の概要 |  |
| 提案をすることができる期間 |  |
| 19 | 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名称)金沢大学総務部総務課 |
| (所在地)石川県金沢市角間町 |
| 20 | 備考 |  |

個人情報ファイル簿記入要領

1　個人情報ファイルの名称

　事務処理上付された名称(利用に供される事務が国民に具体的に明らかになるような名称)を記入すること。

2　国立大学法人の名称

　国立大学法人金沢大学

3　個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

　当該個人情報ファイルを利用する事務を所掌し，これに関する責任を有する組織をいう。なお，当該ファイルを複数の組織で利用している場合は，責任を有する組織以外のすべての組織を(　　)書で記入すること。

4　個人情報ファイルの利用目的

　当該個人情報ファイルがどのような業務に利用されているのか，できる限り具体的に記入すること(単に「資料作成のため」，「研究のため」だけでは不十分である。また，「○○調査等」，「○○部が所掌する(関する)業務」等は，避けること)。

5　個人情報ファイルの記録項目

　当該個人情報ファイルに記録されている項目を，できる限り具体的に記入すること。

6　要配慮個人情報の有無

　5.記録項目に，要配慮個人情報（本人の人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実，心身の故障，健康診断等の結果，保健指導，診療・調剤情報，本人を被疑者又は被告人とする刑事事件に関する手続，本人を非行少年等とする少年の保護事件手続等の記述等）が含まれるか否かについて記入すること。

7　個人情報ファイルの記録範囲

　個人が，自己に関する情報が，当該個人情報ファイルに記録されているかどうかを判断できるよう，できる限り具体的な表現で記入すること。

8　個人情報ファイルの記録人数

　当該個人情報ファイルに記録されている本人の数(実数)を記入する。なお，本人の数が正確でない場合は，概ね千人未満又は千人以上の別を記入すること。

9　個人情報ファイルに記録されている個人情報の収集方法

　当該個人情報がどこから収集されているのか等について，収集源の種類，収集万法(「本人の申告」，「○○から提供」，「○○調査」等)等を，具体的に記入すること。

10　記録情報の経常的提供先

　当該個人情報の経常的提供先を具体的に記入すること(経常的提供先には，一定の相手方に継続的に提供する場合のほか，一定期間ごとに提供する場合，不定期であっても依頼があれば必ず提供する場合の提供先を含む。)。

11　開示請求を受理する組織の名称及び所在地

　名称：金沢大学総務部総務課　所在地：石川県金沢市角間町

12　訂正及び利用停止について，他の法令の規定による特別の手続等

　訂正及び利用停止に関して，他の法令の規定により特別の手続きが定められているときは，この法律に基づく訂正請求又は利用停止請求をすることができず，当該特別の手続きによることとなるため，その旨及び当該法令等の名称を記入すること。

13　個人情報ファイルの種別

　電算処理ファイル(法第60条第2項第1号)又はマニュアル処理ファイル(同項第2号)の種別及び施行令第21条第7号に該当するファイル(マニュアル処理ファイルの場合で，利用目的及び記録範囲が電子処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの)の有無について記入すること。

14　個人情報ファイル簿の作成及び公表等に関する規程 別紙３各号該当の有無

　個人情報ファイル簿の作成及び公表等に関する規程別紙３各号該当の有無及び「有」とした場合の該当する号をすべて記入すること。

15　当該個人情報ファイルを含む法人文書ファイル名

　当該個人情報を含む法人文書ファイル名を記入すること。

16　行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルへの該当

　匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルに該当するか否か及び「非該当」とした場合の除外理由を記入すること。該当となる個人情報ファイルとは，学外公表の個人情報ファイル（14の個人情報ファイル簿の作成及び公表等に関する規程 別紙３各号該当の有無が「無」）であって，個人情報ファイルの個人情報以外の記録項目の内容について情報公開法による開示請求がされたときに全部又は一部を開示することができ，かつ，法人の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で匿名加工情報を作成できるものである。対象外の場合の除外理由は，「電子計算機処理されていないマニュアル・ファイルであるため」「運用システムの仕様上，情報の電子的出力が不可能なため」等を具体的に記入すること。

17　行政機関等匿名加工情報（既存の情報を含む）の提案を受理する組織の名称及び所在地

　名称：金沢大学総務部総務課　所在地：石川県金沢市角間町

18　行政機関等匿名加工情報の概要 / 提案をすることができる期間

　提案に係る匿名加工情報を作成した場合には，当該匿名加工情報の本人の数，当該匿名加工情報に含まれる情報の項目及びその粒度（例えば住所であれば都道府県単位等）並びに当該匿名加工情報に関する提案を受け付ける期間を記入すること。

19　作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

名称：金沢大学総務部総務課　所在地：石川県金沢市角間町

20　備考

　当該個人情報ファイルに関し，備考として記すべき必要情報があれば記入すること。